

狛江市公共施設等 総合管理計画

(改訂版)

令和4年3月

狛 江 市

目 次

I	公共施設等総合管理計画について	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	対象施設	
4	計画期間	
II	市の現状と将来の見通し	3
1	人口推計	
2	財政状況	
3	公共施設等に係る今後の費用の見込み	
4	将来の見通しを踏まえた今後の考え方	
III	評価・検証	14
1	中間年度における公共建築物の評価	
2	中間年度におけるインフラの評価	
3	中間年度における検証	
IV	公共建築物の管理に関する基本的な考え方	21
1	公共建築物の状況	
2	公共建築物の管理に関する基本的な方針（今後5年間）	
V	インフラの管理に関する基本的な考え方	26
1	道路	
2	橋りょう	
3	下水道	
4	公園	
VI	フォローアップの実施方針等について	34
1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
2	PDCA サイクルの推進	

I 公共施設等総合管理計画について

1 計画策定の趣旨

国においては、公共施設等（公共建築物、道路、橋りょう、下水道、公園等）の老朽化対策が大きな課題となっている中、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための計画として、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。更に、国は各地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

狛江市においても、すでに公共施設等について老朽化対策や施設更新等が課題となっているため、各施設の個別計画を策定し、計画的な管理や長寿命化に対する取組を進めています。

しかし、今後も厳しい財政状況の中で、長期的な視点をもって公共施設等を計画的に管理運営することにより、財政負担を軽減・平準化しつつ、市民サービスを効率的かつ安定して提供することの重要性を強く認識するとともに、将来的な人口減少や少子高齢化による人口構成の変化に伴う公共施設等の利用需要が変化することが想定されます。

このような状況のもと、個別施設の計画だけでなく、公共施設等の全体の状況を把握し、総合的に管理を進めていく必要があることから、平成 29（2017）年 3 月に「狛江市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」）を策定しました。総合管理計画を推進することにより、公共施設等の維持管理・更新等を総合的かつ計画的に実施し、財政負担を軽減・平準化するとともに、安定的に市民サービスを提供することで市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

総合管理計画は、施設に対するニーズの変化や今後の社会経済情勢を注視するとともに、各施設の取組状況等を踏まえ、計画期間の中間年度において、評価・検証を行うこと、また「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改訂について」

（平成 30 年 2 月 27 日付け総務省自治財政局財務調査課長通知）を踏まえた計画の見直し・更新等が求められていることから、総合管理計画の改訂版を策定しました。

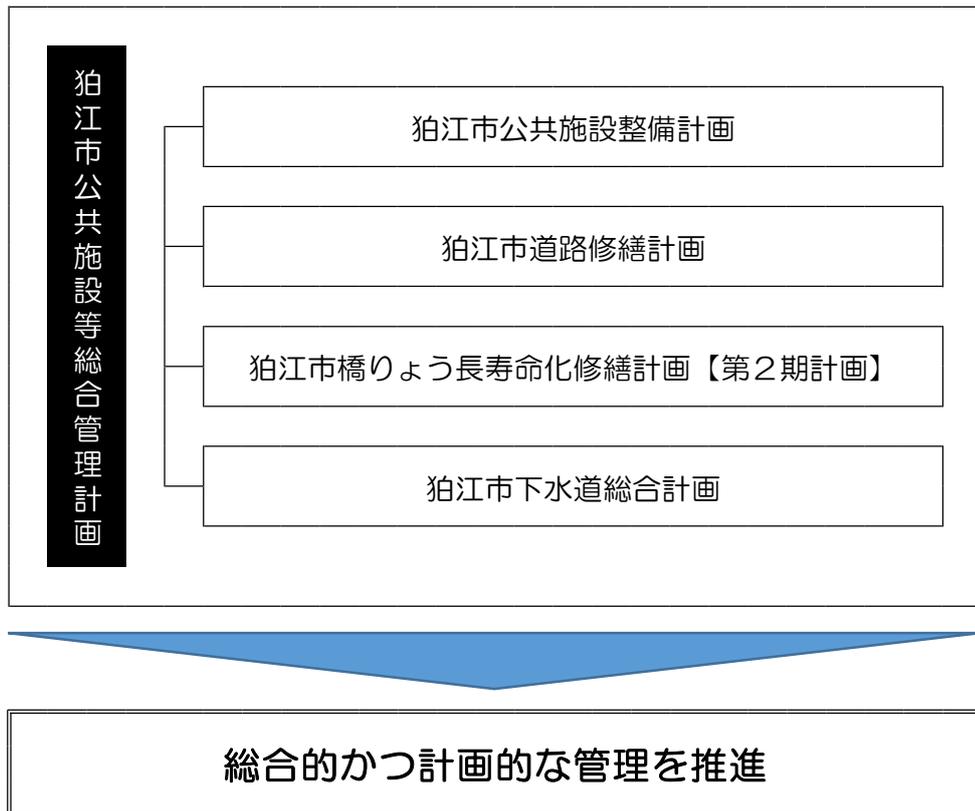
改訂に当たっては、個別の施設計画の内容を反映させるとともに、令和 3（2021）年 4 月 1 日の狛江市『ゼロカーボンシティ』宣言の発出等を踏まえ、環境配慮に関する基本的方針等を追記し、公共施設のマネジメントの強化をしていきます。

引き続き、総合管理計画に基づき、市の保有する公共施設等の適正管理の更なる推進を図ります。

2 計画の位置付け

総合管理計画は、市が所有する公共施設等について基本的な方針を示したものであり、各施設の整備計画や修繕計画を横断的に見渡す計画として位置付けます。

なお、公共施設等の具体的な取組については、各施設の計画の中で示しており、計画の見直し等を行う際には総合管理計画の方針をベースとして考えていきます。



3 対象施設

総合管理計画では、市が所有する公共建築物及びインフラ（道路・橋りょう・下水道・公園）を対象とします。

4 計画期間

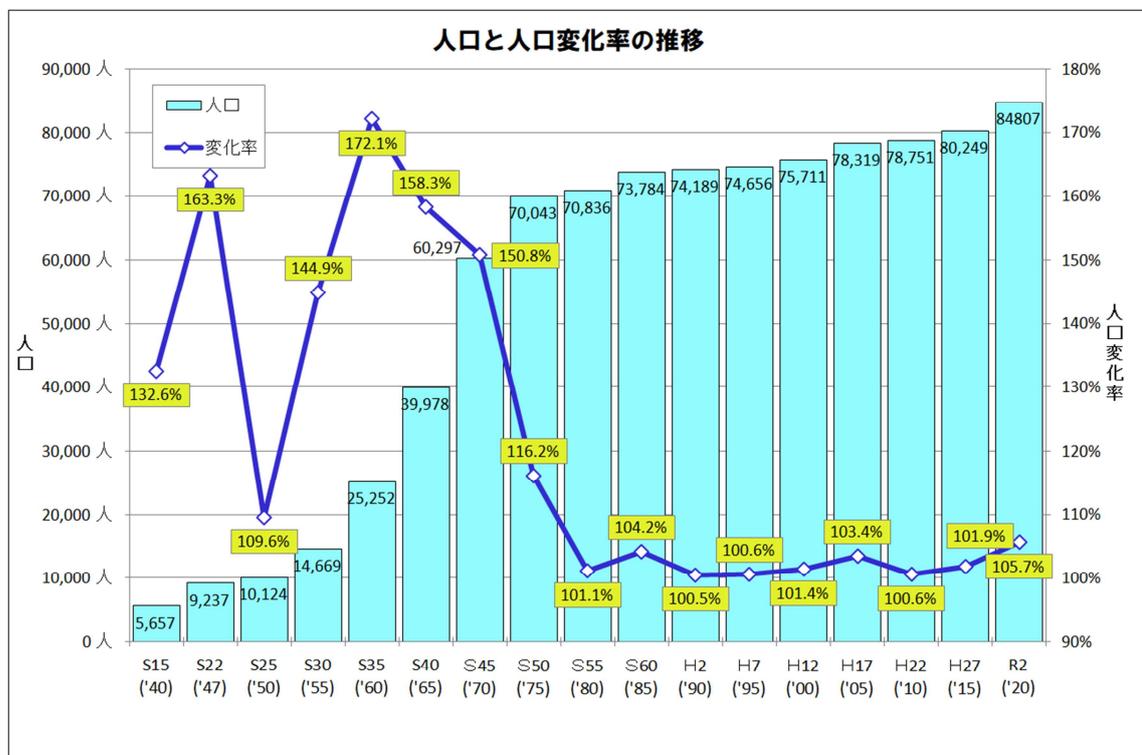
総合管理計画は、将来の人口や財政の見通し等をもとに中長期的な視点に基づき検討する必要があります。そのため、計画期間については、令和27年度までの見通しを踏まえた、平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10年間とします。

Ⅱ 市の現状と将来の見通し

1 人口推計

(1) 総人口の推移

狛江市では、昭和30(1955)年の14,669人から昭和50(1975)年の70,043人にかけて急激に人口が増加しました。昭和55(1980)年以降も、なおゆるやかに増加を続け、令和2(2020)年には84,807人となり、40年間で13,971人(19.7%)の増となりました。



(国勢調査)

(2) 将来人口推計

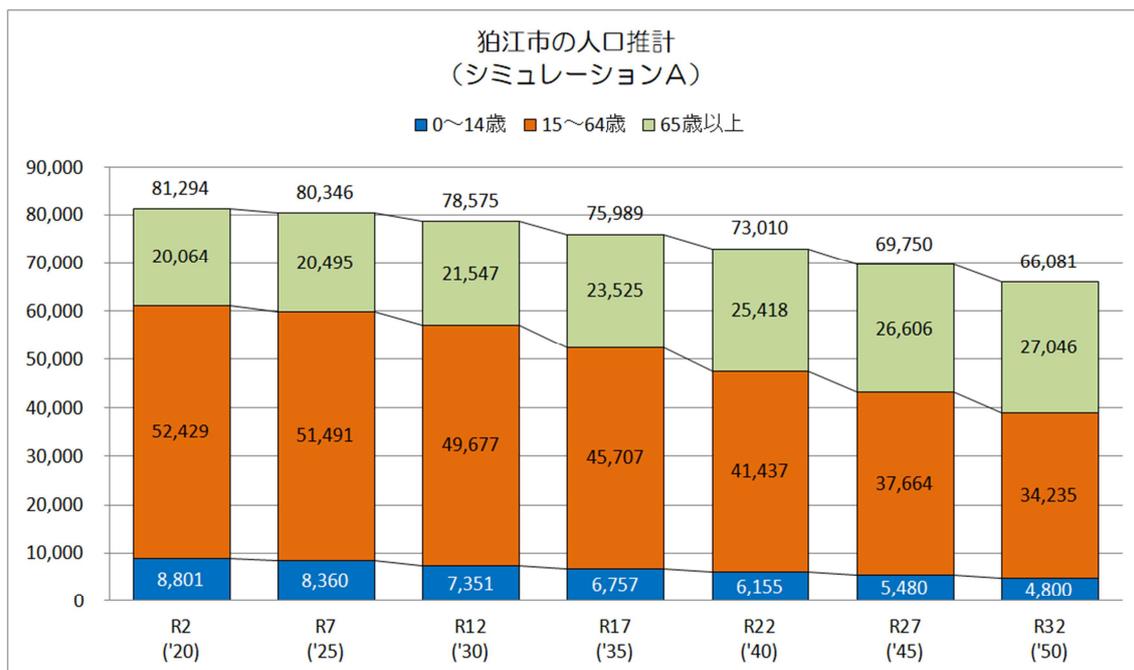
平成 28 (2016) 年 2 月に策定した「狛江市人口ビジョン」では、2 パターンのシミュレーションを行いました。

- ①シミュレーション A：出生、死亡は国立社会保障・人口問題研究所による仮定値に基づき、平成 47 (2035) 年以降に移動がゼロ (均衡) を見込んだ推計
- ②シミュレーション B (狛江市の目標人口)：シミュレーション A をベースに、合計特殊出生率が平成 72 (2060) 年に 1.80 まで上昇するものと仮定した推計

①シミュレーション A

人口総数は、令和 2 (2020) 年にピークを迎え、その後減少傾向となり、令和 32 (2050) 年には 15,213 人 (約 2 割) 減少します。

年齢構造別の人口数では、令和 32 (2050) 年には 0 歳から 14 歳 (年少人口) は約 4.5 割減少し、15 歳から 64 歳 (生産年齢人口) も約 3.5 割減少します。一方、65 歳以上 (高齢者人口) は約 3.5 割増加することが想定されます。年齢構造別の人口構成割合は、人口数と同様に、年少人口及び生産年齢人口の比率が下がり、高齢者人口の比率が上がるため、典型的な少子高齢化の構造になると考えられます。



※令和 2 (2020) 年は、狛江市人口ビジョンの推計値

(参考「狛江市人口ビジョン」)

■年齢構造別人口割合

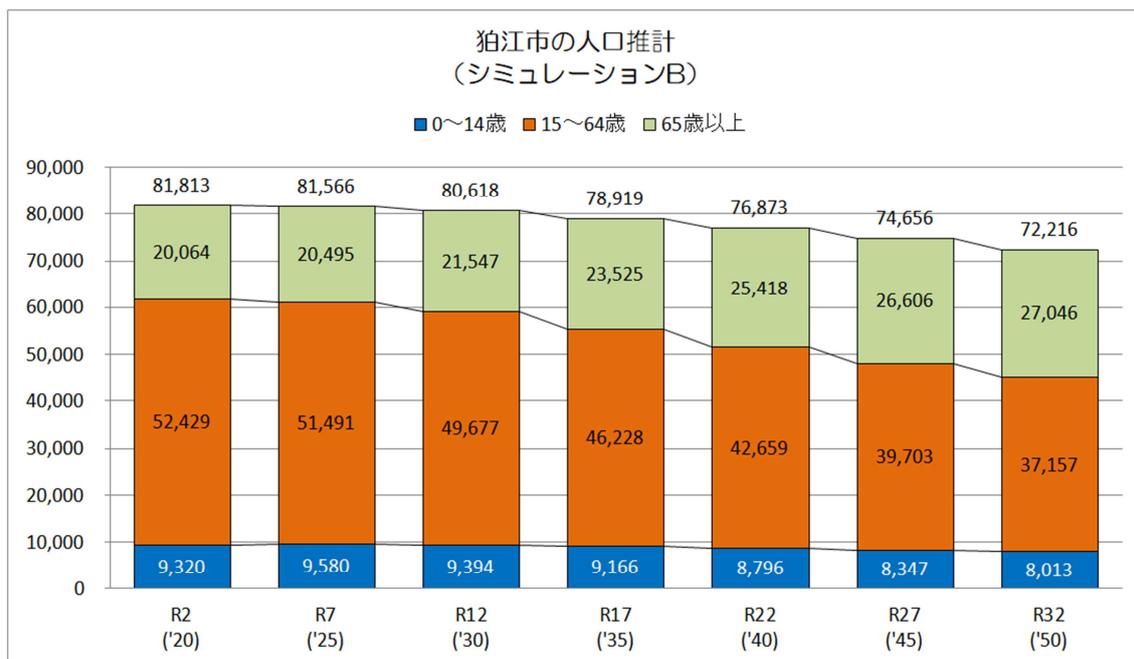
	R2 ('20)	R7 ('25)	R12 ('30)	R17 ('35)	R22 ('40)	R27 ('45)	R32 ('50)
シミュレーション A	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
0～14 歳	10.8%	10.4%	9.4%	8.9%	8.4%	7.9%	7.3%
15～64 歳	64.5%	64.1%	63.2%	60.1%	56.8%	54.0%	51.8%
65 歳以上	24.7%	25.5%	27.4%	31.0%	34.8%	38.1%	40.9%

②シミュレーション B（狛江市の目標人口）

シミュレーション B においても、人口総数は令和 2（2020）年にピークを迎え、その後減少傾向となり、令和 32（2050）年には 9,597 人（約 1 割強）減少します。

年齢構造別の人口数は、少子化対策等による出生率の上昇もあり、年少人口は約 1.5 割の減少に留めていますが、生産年齢人口が約 3 割減少します。一方、65 歳以上の高齢者人口はシミュレーション A と同様に増加すると想定しています。

年齢構造別の人口構成割合は、年少人口はほぼ横ばいとなるため、高齢者人口の比率がある程度抑えられることとなりますが、高齢化が進むことが想定されます。



※令和 2（2020）年は、狛江市人口ビジョンの推計値

（参考「狛江市人口ビジョン」）

■年齢構造別人口割合

	R2 ('20)	R7 ('25)	R12 ('30)	R17 ('35)	R22 ('40)	R27 ('45)	R32 ('50)
シミュレーション B	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
0～14 歳	11.4%	11.8%	11.7%	11.6%	11.4%	11.2%	11.1%
15～64 歳	64.1%	63.1%	61.6%	58.6%	55.5%	53.2%	51.5%
65 歳以上	24.5%	25.1%	26.7%	29.8%	33.1%	35.6%	37.4%

《人口推計からの視点》

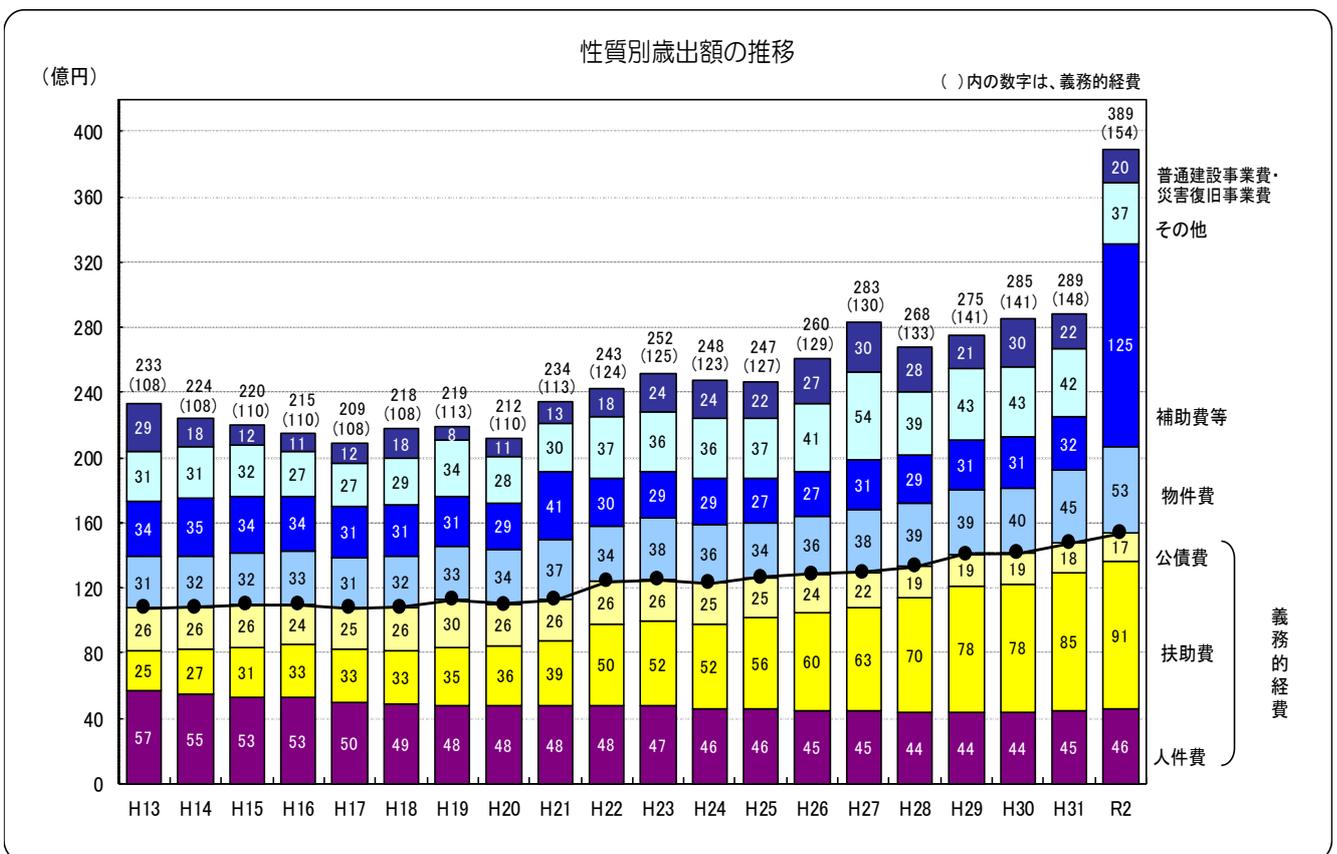
- ☆ 人口ビジョンの人口総数は、令和 2（2020）年に 81,294 人となっており、国勢調査では、令和 2（2020）年に 84,807 人で、3,513 人の差があります。
- ☆ 総合的な人口の増減や少子高齢化等による人口構成の変化は、公共施設等の利用需要の変化につながるとともに、総量の適正化や維持管理を考える上で重要な要素となります。
- ☆ 狛江市人口ビジョンの推計値によると、人口総数は、令和 2（2020）年にピークを迎え、その後は減少すると想定しています。
- ☆ 2つのシミュレーションともに、程度の差はありますが、少子高齢化が進み、生産年齢人口の割合が減っていくことが想定されます。

2 財政状況

(1) 性質別歳出額の推移

性質別歳出額の推移は、義務的経費のうち、高齢者、児童、障がい者等を支援する経費である扶助費の増加が顕著となっています。

また、公共施設や道路の整備に関する経費である普通建設事業費は、平成 23 (2011) 年度から 20 億円を超え、平成 27 (2015) 年度には都市計画道路整備に伴う用地取得や給食センター新築工事等、平成 30 (2018) 年度にはあいとびあセンターの大規模改修や児童館の新設等により 30 億円を超えましたが、令和 2 (2020) 年度には 20 億円を下回りました。

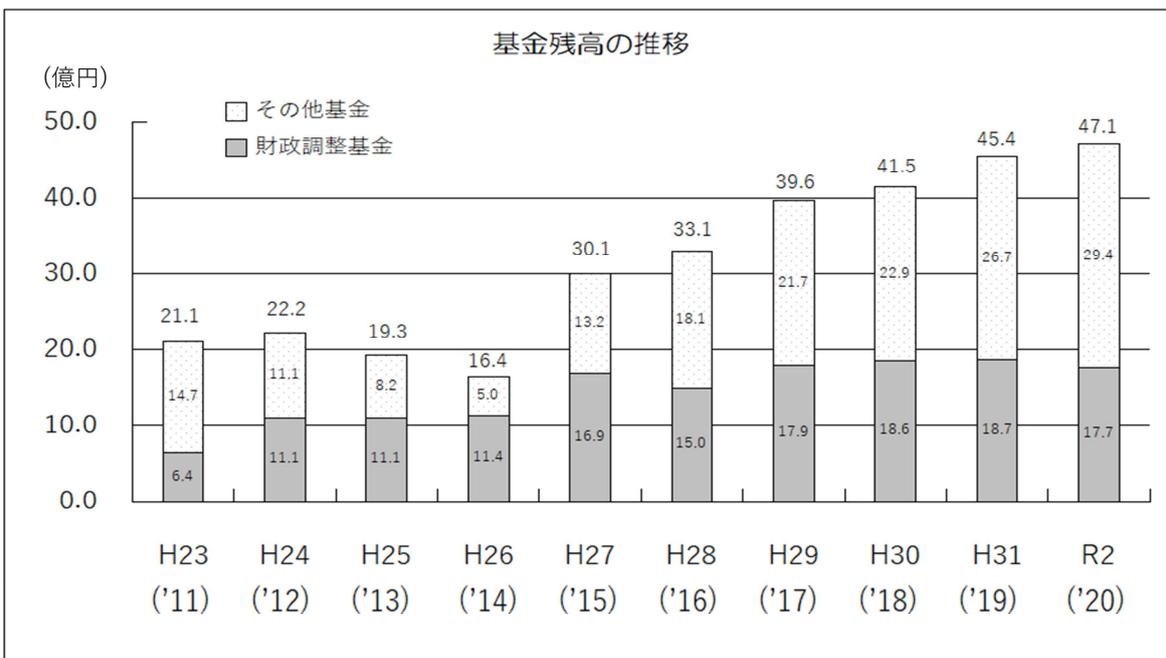


(出典「財政のあらまし(令和2年度決算)」)

(2) 基金残高の推移

市の貯金である基金の残高の推移は、「狛江市中期財政計画」に定める財政規律における決算剰余金の1/2以上を積み立てたこと等により、徐々に増額し、令和2(2020)年度には47億円となりました。

しかし、公共施設の整備や修繕に必要な資金を積み立てる公共施設整備基金や公共施設修繕基金については、平成27(2015)年度から積み増しているところですが、まだ残高は少ない状況となっています。



■基金の内訳

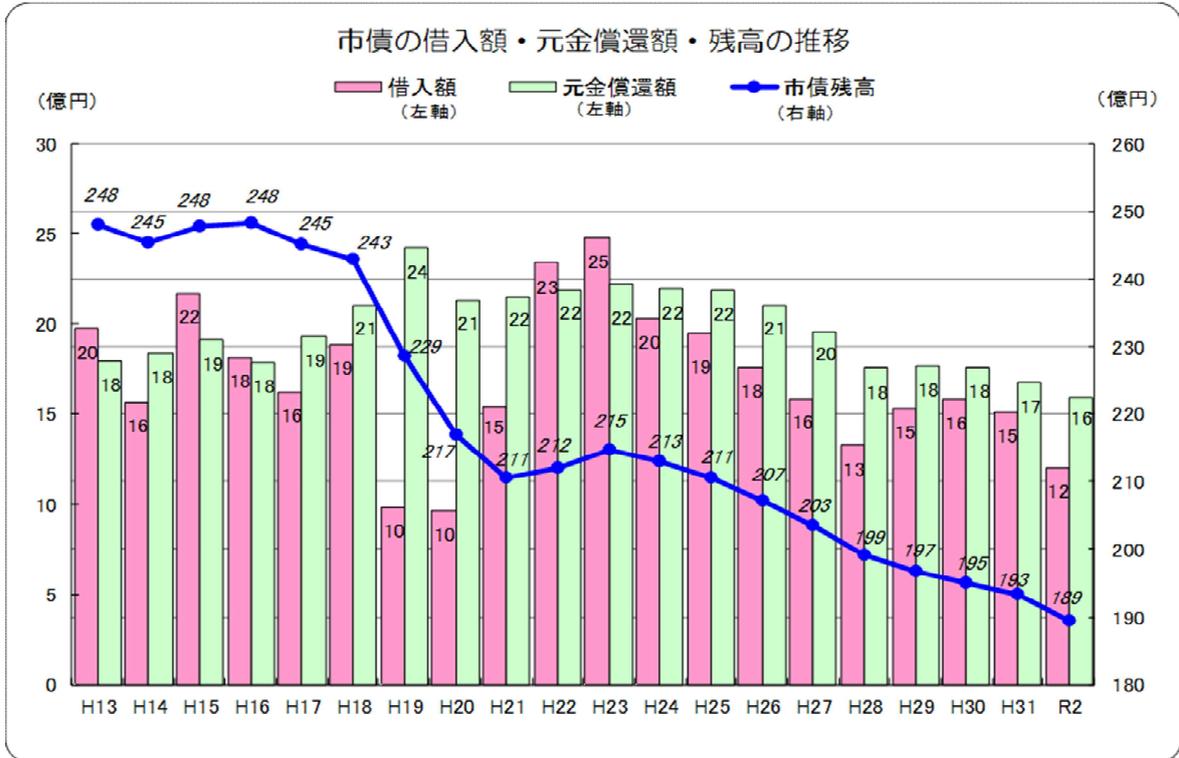
(単位：千円)

区 分	31年度末残高	2年度積立金	2年度取崩額	2年度末残高	
				充当事業	
財 政 調 整 基 金	1,865,763	240,258	339,302		1,766,719
減 債 基 金	474	1	0		475
特 定 目 的 基 金	2,670,564	375,536	100,917		2,945,183
清掃施設整備基金	699,897	50,305	0		750,202
緑 化 基 金	609,682	24,844	0		634,526
公共施設整備基金	718,381	100,246	80,000	第一小学校児童増対策工事(校舎増築等工事)、(仮称)高架下学童クラブ新築工事	738,627
公共施設修繕基金	625,712	100,140	20,000	第一小学校児童増対策工事(既存校舎教室等改修工事)	705,852
災害復旧・復興特別交付金積立基金	16,892	1	917	被災者生活再建支援事業補助金	15,976
都市計画事業基金		50,000	0		50,000
新型コロナウイルス感染症対策基金		50,000	0		50,000
合 計	4,536,801	615,795	440,219		4,712,377

(出典「財政のあらまし(令和2年度決算)」)

(3) 市債の借入額・元金償還額・残高の推移

この10年間で市債残高は大きく減少しました。その中でも、一般財源の不足を補うための市債である臨時財政対策債の残高はほぼ横ばいとなっていますが、公共施設や道路の整備の際に借り入れる建設事業債の残高は減少傾向にあります。



(出典「財政のあらまし(令和2年度決算)」)

■市債残高の内訳

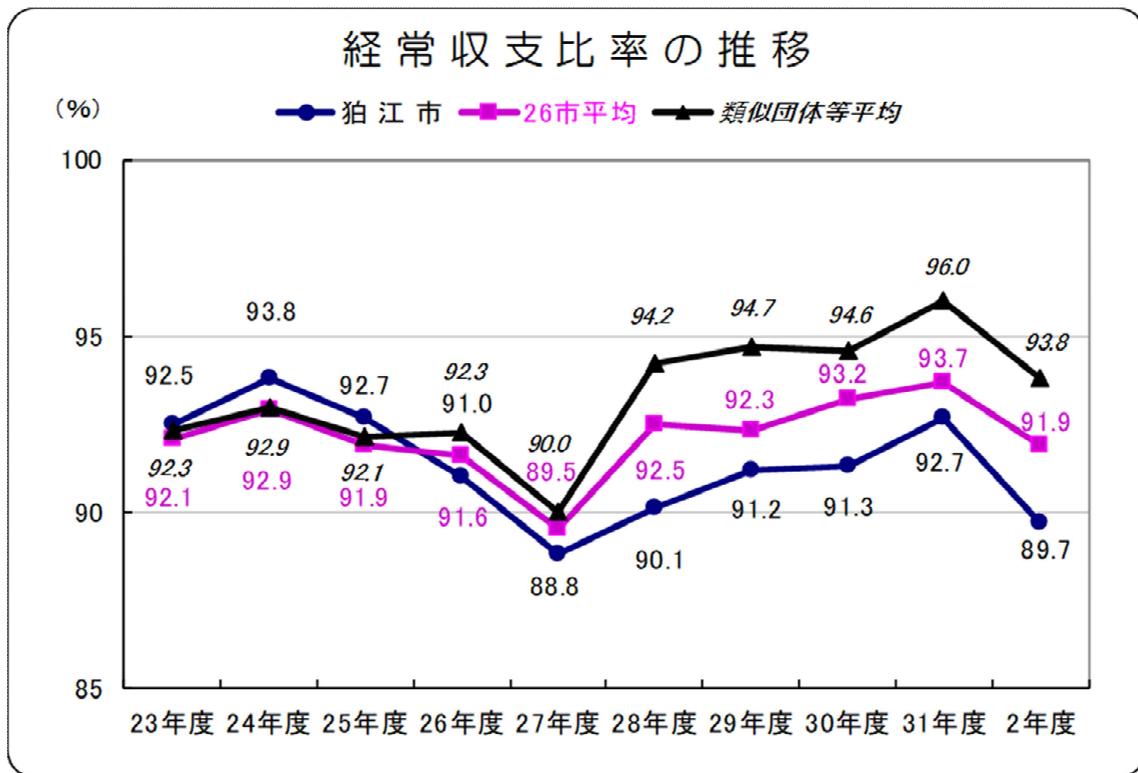
(単位：億円)

	H23 (’11)	H24 (’12)	H25 (’13)	H26 (’14)	H27 (’15)	H28 (’16)	H29 (’17)	H30 (’18)	H31 (’19)	R2 (’20)
市債残高	215	213	211	207	203	199	197	195	193	189
内										
建設事業債	105	100	95	90	87	86	84	84	84	82
その他	110	113	116	117	116	113	113	111	109	107

※市債残高の内訳「その他」は、臨時財政対策債、減税補てん債、臨時税収補てん債等の市債残高

(4) 経常収支比率の推移

経常収支比率は、平成 23(2011)年度から 90%台が続きましたが、令和 2(2020)年度には 90%を切り、改善傾向が見られます。



(出典「財政のあらまし(令和2年度決算)」)

《財政状況からの視点》

- ☆ 歳入の経常一般財源は、交付税制度の影響を受けるものの、今後は大きな増減はないと見込んでいます。
- ☆ 歳出は、義務的経費のうち扶助費が年々増加し、高齢化に伴い介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金も増えているため、今後も社会保障費は増加していくと見込んでいます。
- ☆ 基金残高は増えているものの、公共施設整備基金及び公共施設修繕基金の残高は少ない状況にあります。

3 公共施設等に係る今後の費用の見込み

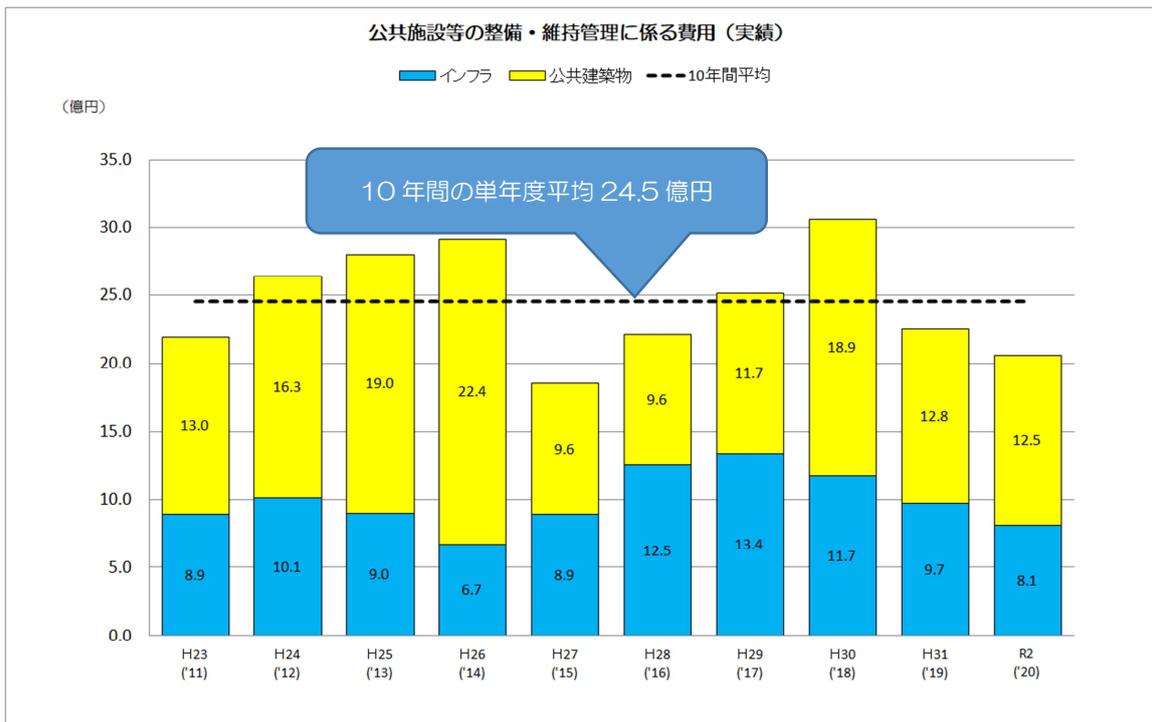
(1) 公共施設等に係るこれまでの費用

下記のグラフは、過去 10 年間の公共施設等の整備及び維持管理の費用になります。

施設の新設工事や道路の新設改良工事等の公共施設等の整備費を合計した金額は、単年度平均で 19.3 億円となります。

また、施設等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕等の維持管理費は、単年度平均で 5.2 億円となっています。

整備費及び維持管理費を合計すると単年度平均で 24.5 億円となります。



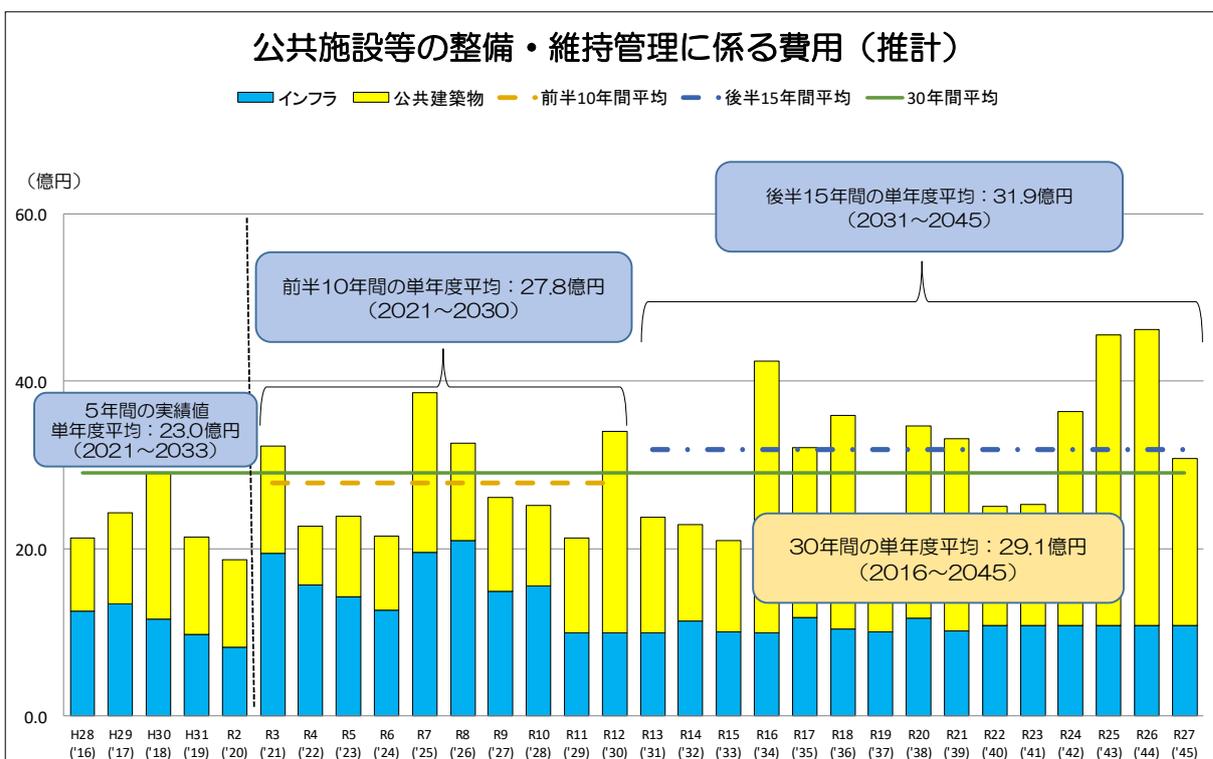
※整備費には、用地取得費や物件補償費を含まない。

(2) 公共施設等に係る今後の費用推計

公共建築物及びインフラに係る令和 27（2045）年度までの整備及び維持管理の費用の見込みが下記のグラフになります。狛江市公共施設整備計画等の各種計画に基づき計画的に整備し、今後も費用の平準化を図っていくことを想定していますが、令和 16（2034）年以降は小中学校の学校施設が更新時期を迎えるため、整備費が増加する見込みです。

また、多摩川衛生組合が管理するクリーンセンター多摩川（注）について、将来的には炉の更新等による費用負担が見込まれるため、その負担金についても別途考慮する必要があります。

更に、調布都市計画道路 3・4・16 号線や都市計画公園の整備により費用負担が見込まれます。



※整備費には、用地取得費や物件補償費を含まない。

※推計方法について：公共建築物は P.23 「公共建築物の整備費用の推計」による。インフラは、下水道は「狛江市下水道総合計画」における財政シミュレーションを参考にし、その他のインフラは過去 10 年間の実績等により推計している。

(注) クリーンセンター多摩川は、稲城市にあるごみの中間処理施設であり、一部事務組合（多摩川衛生組合）を構成する4市（狛江市、稲城市、府中市、国立市）の負担金により維持管理・運営を行っている。

《今後の費用の見込みからの視点》

- ☆ 過去 10 年間の整備費及び維持管理費の単年度平均は、24.5 億円となっており、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度の実績値は単年度平均で 23.0 億円となりました。過去 5 年間の実績値としては、平成 30（2018）年度にあいとびあセンターの大規模改修や児童館の新設等のため、大幅な増加があったものの、その他の年度においては、単年度平均とほぼ同額あるいは下回りました。
- ☆ 令和 16（2034）年以降は学校施設の更新時期を迎え、多額の費用負担が発生する見込みです。
- ☆ 平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの実績値を踏まえた 30 年間の単年度平均は 29.1 億円となります。今後予定している学校施設を含めた公共施設の新築・建替や改修すべき設備の未改修費用等を計上しているため、4.6 億円増加する見込みです。

4 将来の見通しを踏まえた今後の考え方

- ★市の人口は、将来的には減少するとともに、少子高齢化が進んでいくことが想定されるため、将来、施設整備を実施する際は、人口減少や人口構成の変化に伴う市民ニーズを捉えて、これらに見合った整備のあり方を検討します。

- ★今後、高齢化が進んでいきますが、2025年問題等をはじめ、75歳以上の高齢者が増加していくことが想定されます。このことを踏まえ、75歳以上の人口にも着目し、75歳未満と75歳以上のそれぞれの区分に応じたニーズ把握や分析等を行い、将来の施設のあり方を検討する材料とします。

- ★今後の社会保障費の増加に対応するため、公共施設等の整備費や維持管理費に要する一般財源を確保することが困難となります。そのため、将来を見据えながら、計画的に公共施設整備基金及び公共施設修繕基金を積み増していくよう努めます。

- ★将来的な公共施設等の更新の際に、一時期に財政負担が過度に集中しないよう、公共施設等の整備、改修、維持管理等に係る費用についてできる限り平準化を図ります。また、各施設の個別計画を策定・見直しする際には、平準化を図る判断材料の一つとして、固定資産台帳を活用し、減価償却費等も考慮しながら検討します。

- ★その時の人口や財政の状況、見込み等を踏まえながら、公共施設等の総量の適正化を図ります。また、市民ニーズの変化に対応できるよう将来的な転用を見据えた施設や複合施設等の整備、長寿命化等による既存施設の有効活用等、多様で効率的な整備方法を検討するとともに、民間活力の活用等の調査・研究を進めます。

Ⅲ 評価・検証

1 中間年度における公共建築物の評価

(1) 公共建築物の管理に関する基本的な方針に対する評価

総合管理計画は、各施設の整備計画や修繕計画を横断的に見渡す計画として位置付けています。これまでの取組を公共建築物、道路、橋りょう、下水道及び公園の管理に関する基本的な方針に沿って、中間年度において評価・検証を実施しました。

①点検・診断等の実施方針

部位ごとの更新年数を基に、各種点検の結果や不具合の報告も考慮しながら、改修計画を作成します。また設計時にも各部位について点検・診断して改修項目を決定します。

【評価】各種点検の結果や不具合の報告も考慮し改修計画を作成し、設計時に各部位について点検・診断して改修項目を決定の上、改修工事を行いました。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

保全マネジメントシステムを活用し、施設ごとにいつどの部分が改修・更新が必要かを把握することで「狛江市公共施設整備計画」や「狛江市実行プラン」等の施設別整備プログラムの策定、見直しに反映させます。

【評価】保全マネジメントシステムを活用し、「狛江市公共施設整備計画」の施設別整備スケジュールの策定を行い、計画に基づき工事を実施しました。

③安全確保の実施方針

点検・診断等の結果、危険性が認められた建築物については優先的に対応し、速やかに必要な措置を実施します。

【評価】点検・診断等の結果、各施設ごとの老朽化状況を把握し、改修の優先順位を決めることで「狛江市公共施設整備計画」の施設別整備スケジュールの策定を行い、計画に基づき工事を実施しました。

④耐震化の実施方針

「狛江市耐震改修促進計画」に示す防災上重要な公共建築物については平成 26（2014）年度中に耐震化率 100%となっています。その他の主な公共建築物についても平成 28（2016）年度中に耐震化率 100%となる予定（建替予定の施設を除く）です。

【評価】主な公共建築物について、平成 30 年度（2018）中に耐震化率 100%となりました。

⑤長寿命化の実施方針

各部位や機器の更新年数を考慮し、計画的な改修工事を実施することで建物を長寿命化し、建替周期の目安をおおむね 65 年とします。

【評価】「狛江市公共施設整備計画」において、改築中心ではなく、長寿命化を目指しました。施設別整備スケジュールの策定を行い、計画に基づき工事を実施することで各施設における長寿命化を図ります。

⑥統合や廃止の推進方針

狛江市は現在も人口が微増であり、現状早急には総量を減らす必要はないものの財政状況も厳しい中、将来の建替集中時期に合わせ、その時の需要に合った用途への変更や複合化等を行えるように検討します。

【評価】駅前仮園舎を用途変更改修し、市内3箇所の福祉作業所を移転・統合しました。教育研究所を建て替え、児童発達支援センター、子ども家庭支援センター、教育支援センターの3つの機能を統合し、複合施設として整備しました。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市公共施設整備計画」及び「狛江市実行プラン」に基づき、計画的かつ効率的に整備を行っていきます。計画を推進するに当たっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

【評価】「狛江市公共施設整備計画」に基づき、関連部署等との組織連携により、計画的かつ効率的に整備を実施しています。

2 中間年度におけるインフラの評価

(1) 道路の管理に関する基本的な方針に対する評価

①点検・診断等の実施方針

日常の道路パトロールや市民等から寄せられる情報のほか、定期的に市で管理する道路を対象とした舗装状況の点検を実施します。

【評価】日常の道路パトロールや市民等から寄せられる情報のほか、平成 29（2017）年度及び 30（2018）年度に主要道路や一部のバス通りの路面下空洞調査を実施し、舗装状況に加え、道路陥没を未然に防止するよう努めました。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

各路線の優先度を定め、劣化・損傷等の状況に応じた修繕を計画的に実施します。

【評価】劣化・損傷等の状況を確認し、各路線の交通量等を考慮した優先度を踏まえ、劣化・損傷度が高い路線等を優先的に修繕や更新等を行い、維持管理に努めました。

③安全確保の実施方針

平常時だけでなく大規模な自然災害等の有事の際においてもその機能を万全に発揮できるように必要な対策を確実に実施します。

【評価】令和元（2019）年東日本台風（第 19 号）を踏まえ、必要に応じて被害のあった路線の集水ますを増設するとともに、既存の集水ますの清掃及び定期的な点検を実施しています。

④長寿命化の実施方針

「狛江市道路修繕計画」の定期的な見直しとともに着実に実施します。

【評価】国の点検要領に基づき、前回の調査・評価から 5 年後の令和 4（2022）年度に再度調査・評価し、修繕の必要性を検討します。

⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市道路修繕計画」に基づき、コストの平準化を図り、計画的に維持管理を進めます。計画を推進するに当たっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

【評価】「狛江市道路修繕計画」に基づき、計画的に維持管理及び占用企業者を含めた組織連携を図りました。また、令和 4（2022）年度の調査・評価の際は、新たな技術の導入をするために情報収集を行いました。その他、平成 29（2017）年度には全ての街路灯の LED への切り替えが完了し、維持管理費の削減を図りました。

(2) 橋りょうの管理に関する基本的な方針に対する評価

①点検・診断等の実施方針

省令等で定められた点検基準等に基づき、橋りょうの状態を把握して損傷の早期発見に努めます。

【評価】平成 29 (2017) 年度に橋りょう点検を実施し、橋りょうの状態を把握して損傷の早期発見に努めるとともに修繕を実施しました。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

損傷が深刻化する前に計画的に修繕を行う予防保全的な維持管理を行い、修繕に係る費用の縮減を図るとともに、維持管理コストの平準化を図ります。

【評価】損傷が深刻化する前に計画的に修繕を行う予防保全的な維持管理を行い、修繕に係る費用の縮減を図るとともに、維持管理コストの平準化を図りました。

③安全確保の実施方針

平常時だけでなく大規模な自然災害等の有事の際においてもその機能を万全に発揮できるように必要な対策を確実に実施します。

【評価】平成 29 (2017) 年度に橋りょう点検を実施した結果を踏まえ、予防保全の観点から必要に応じた修繕を実施しました。

④耐震化の実施方針

点検等の結果を重視し耐震性の向上に努めます。

【評価】点検等の結果を重視した上で、必要に応じて路面の段差解消、防護柵の更新、落橋防止の措置を講じ、耐震性の向上に努めました。

⑤長寿命化の実施方針

「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型管理を行い、橋りょうの長寿命化を図ります。

【評価】国の定期点検要領に基づき、令和 4 (2022) 年度に 5 年ごとの定期点検を実施するとともに「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画【第 2 期計画】」を見直し、予防保全型管理を行い、橋りょうの長寿命化を推進しています。

⑥総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、コストの平準化を図り、計画的に維持管理を進めます。計画を推進するに当たっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

【評価】「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に維持管理及び組織連携を図りました。また、令和 4 (2022) 年度の調査・評価の際は、新たな技術の導入の可能性を検討するため、新たな技術等についての情報収集を行いました。

(3) 下水道の管理に関する基本的な方針に対する評価

①点検・診断等の実施方針

市内の下水道施設を TV カメラ等で調査を行います。

【評価】TV カメラ調査を実施しました（合流管渠（中和泉・和泉本町地区）、汚水管渠（岩戸南地区））。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

下水道の機能や役割を持続させ、今後も安心・安全に利用できるように、事業の平準化を考慮し、計画的かつ段階的な改築・修繕を行います。

【評価】狛江市下水道総合計画に基づき、事業の平準化を考慮し、計画的な改築・修繕を行いました。下水道幹線の改築・修繕を実施（覚東幹線等）しました。

③安全確保の実施方針

下水道施設が原因で起きる道路等の陥没の主たる原因である取付管の補修工事を積極的に進めます。

【評価】陥没の主たる原因である取付管の補修工事については、市内全域の取付管補修工事が完了しました。

④耐震化の実施方針

「狛江市下水道総合計画」に基づき、重要な幹線や緊急度の高い重要路線について優先的に地震対策工事を進めるとともに、避難所にマンホールトイレの設置を進めます。

【評価】計画的に重要な幹線等を優先し地震対策工事（覚東幹線等）を実施し、避難所へのマンホールトイレ（第三中学校等）を設置しました。

⑤長寿命化の実施方針

「狛江市下水道総合計画」に基づき、劣化度が高い管渠等^{きよ}に対して更生工法や部分補修を実施し、施設の再生・延命化を進めます。

【評価】優先順位を決め計画的に改築・修繕（覚東幹線等）を実施し、下水道施設の延命化を進めました。

⑥総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市下水道総合計画」に基づき、コストの平準化を図り、計画的に維持管理を進めます。計画を推進するに当たっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

【評価】狛江市下水道総合計画に基づき、計画的に維持管理を実施しました。また、技術の継承については、OJT や日本下水道事業団等の研修に積極的に参加し、専門的な知識の習得に努めました。

(4) 公園の管理に関する基本的な方針に対する評価

①点検・診断等の実施方針

公園内の遊具等について、遊具等による事故を未然に防ぐことを目的に、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、毎年度点検を実施します。

【評価】公園内の遊具等については、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づく点検を毎年度1回実施したほか、職員による日常的な巡回により状況の把握を行いました。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

公園の遊具等の定期点検に伴い、劣化が確認された施設については、修繕、撤去や更新等を実施します。

【評価】保守点検等の結果に基づき、劣化度が高い施設等を優先的に修繕や更新を行い、安全管理に努めました。

③安全確保の実施方針

利用者の安全確保を第一に、災害時の避難場所として利用されることを考慮し、施設の適切な点検及び維持管理による安全確保を図ります。

【評価】利用者の安全確保を第一に、災害時の避難場所として利用されることを考慮し、施設の適切な点検及び維持管理に努めました。また、利用者を見守るとともに、不法投棄等を防止するため、トイレがある公園等に防犯カメラを8基設置しました。

④長寿命化の実施方針

保守点検の結果に基づき、劣化度が高い施設等に対して、計画的な修繕や更新を実施し、公園等の延命化を図ります。

【評価】保守点検等の結果に基づき、劣化度が高い施設等を優先的に修繕や更新を行いました。一方、緊急性は高くないものの劣化が見られる施設等については、施設の維持管理に要する負担の平準化やライフサイクルコストの低減に向けた対策を検討します。

⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

コスト削減に留意しながら、公園の効用を全うする計画的な維持管理を行います。計画を推進するに当たっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

【評価】コスト削減に留意しながら、公園の効用を全うするよう計画的な維持管理に努めました。特に、平成29(2017)年度には全ての公園灯のLEDへの切り替えが完了し、維持管理費の削減を図りました。

また、外部の講習会等を受講し、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めました。

3 中間年度における検証

公共建築物、インフラ共に、おおむね基本的な方針のとおり適切に維持管理を行いました。今後5年間についても、少子高齢化等により公共施設等の利用需要の変化や財政状況の厳しさが予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって、公共施設等を計画的に維持管理・更新・長寿命化等を図ることにより、財政負担を軽減・平準化しつつ、市民サービスを効率的かつ安定して提供することが必要となっています。

引き続き、基本的な方針に基づき公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくとともに、人口や財政の状況、見込み等を踏まえながら、公共施設等の総量の適正化を図ります。

また、大きな財政負担の集中を回避するためにも、建物の各部位や機器の更新年数を考慮するとともに、計画的な改修工事を実施することで長寿命化を図ります。そのほか、公共建築物の建替周期の目安を長期化することで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る必要があります。

IV 公共建築物の管理に関する基本的な考え方

1 公共建築物の状況

(1) 公共建築物の概要

狛江市で所有している公共建築物数は 82 施設（狛江市公有財産台帳等による）であり、主要な施設としては、小学校・中学校（10 施設）、地域・地区センター（8 施設）、学童クラブ（8 施設）等です。

■ 狛江市の公共建築物

令和 3（2021）年 4 月 1 日現在

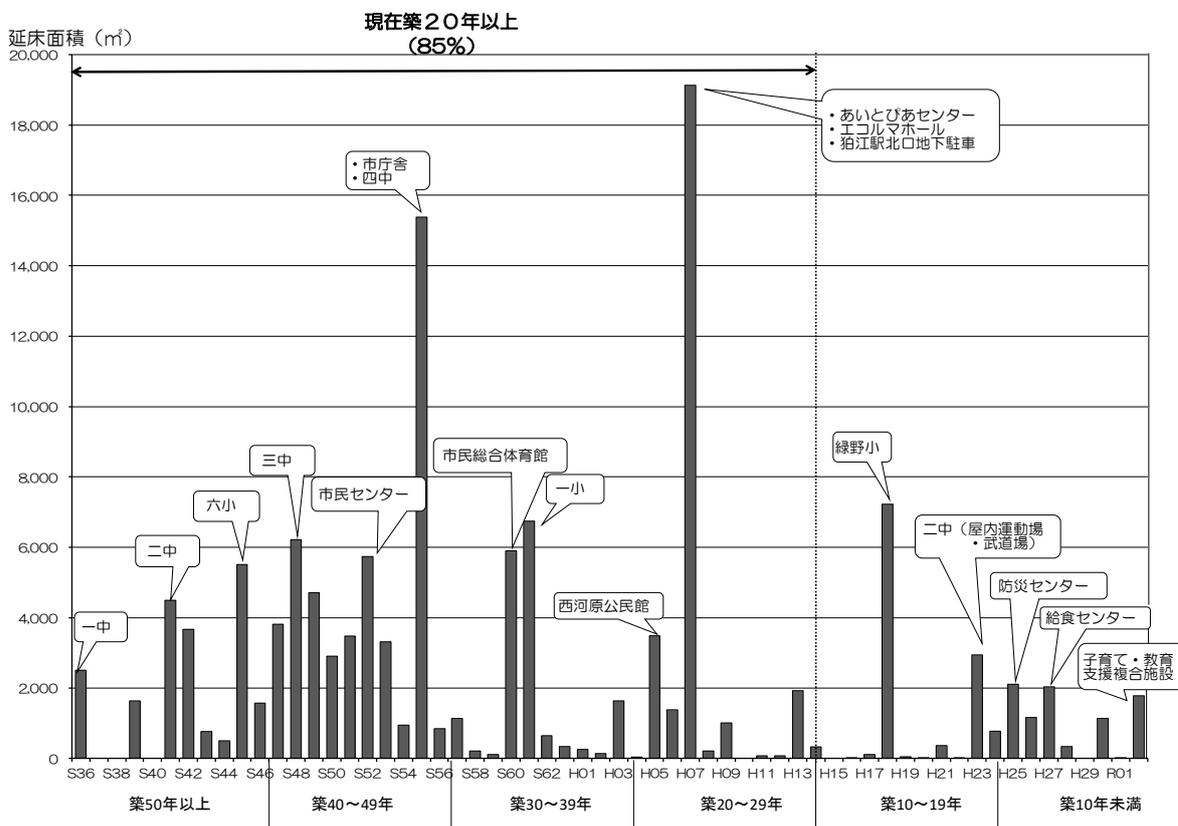
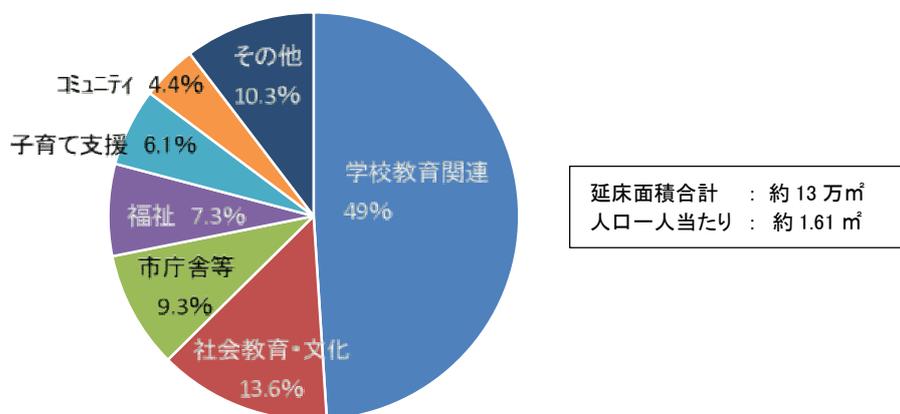
分野	施設区分	施設数	施設名
学校教育	小学校	6	狛江第一小学校、狛江第三小学校、狛江第五小学校、 狛江第六小学校、和泉小学校、緑野小学校
	中学校	4	狛江第一中学校、狛江第二中学校、 狛江第三中学校、狛江第四中学校
	教育関連施設	1	中学校給食センター
体育・文化	体育施設	6	市民グラウンド、市民総合体育館、市民プール（プール棟）、 西和泉体育施設（グラウンド・体育館）、元和泉市民テニスコート、 東野川市民テニスコート
	文化施設	5	市民センター（中央公民館、中央図書館）、西河原公民館、 エコルマホール、古民家園、猪方小川塚古墳
子育て支援	複合施設	1	子育て・教育支援複合施設
	保育園	4	藤塚保育園、駒井保育園、駄倉保育園、三島保育園
	学童クラブ	8	上和泉学童保育所、猪方学童保育所、松原学童保育所、 東野川学童保育所、駒井学童保育所、第五小学校放課後クラブ、 駄倉小学生クラブ、寺前小学生クラブ
	児童館他	4	岩戸児童センター、和泉児童館、北部児童館、 プレーパーク管理棟
福祉	複合施設	1	あいとびあセンター
	老人・福祉施設	4	シルバー人材センター、シルバー人材センター作業所、 福祉作業所、フードバンク事務所
コミュニティ	地域センター	4	野川地域センター、上和泉地域センター、 南部地域センター、岩戸地域センター
	地区センター	4	駄倉地区センター、和泉多摩川地区センター、 根川地区センター、谷戸橋地区センター
庁舎	市庁舎	2	市庁舎、防災センター
その他	その他	28	ピン・缶リサイクルセンター、狛江駅北口地下駐車場、 市民活動支援センター、消防団分団器具置場（6 施設）、 災害対策備蓄倉庫（16 施設）、旧狛江第四小学校校舎、 旧根川学童保育所、自転車撤去保管場所

(2) 公共建築物の推移

狛江市が所有する公共建築物の延床面積は約 134,000 m²（令和3年（2021）年4月1日現在、狛江市公有財産台帳等による）、人口一人当たりの公共建築物延床面積は約 1.61 m²/人、施設別延床面積割合を見ると、学校教育関連施設だけで、全延床面積の約 49%を占める状況です。

建設年度別延床面積では、昭和 40 年代前半から 60 年代前半にかけて、建設が集中しています。この時期にほとんどの小中学校の校舎・屋内運動場が建設されています。令和3（2021）年度末時点で築 20 年以上経過した建築物の全延床面積に対する割合は約 85%になり、市のほとんどの建築物が改修の対象となります。今後も個別施設計画に基づく施設整備の実施が必要です。

公共建築物 施設別 延床面積割合



(3) 有形固定資産減価償却率の推移

市が保有する施設等が、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握し、資産老朽化のおおよその度合いを測ることができます（割合が大きいほど老朽化が進んでいるものと判断されます）。今後は老朽化に伴う大規模改修や更新に対応するための費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

年度	有形固定資産減価償却率
平成 31 年度決算	54.75%
平成 30 年度決算	53.50%
平成 29 年度決算	54.20%

(4) 公共建築物の整備費用の推計（改築中心と長寿命化の比較）

狛江市の公共建築物は順次改修を行っていますが、学校を中心に建築から 40 年を経過している建物も多いのが現状です。ここで仮に築 50 年を経過した建物を改築した場合の今後の維持・更新コストの試算を「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（文部科学省）」で示された計算に基づき行う場合、今後建替が集中し、これまでの単年度での支出を大幅に上回ることとなり、建替時期の平準化が必要となります。

こうした大きな財政負担の集中を回避するためにも、建物の各部位や機器の更新年数を考慮するとともに、計画的な改修工事を実施することで長寿命化を図り、建替周期の目安を築 70～80 年程度とします。この目標年数を基に算出した整備費用の試算を示します。

長寿命化型の維持・更新コストでは、新築・建替費用は学校の改築時期をずらしながら平準化をした試算になっていますが、改修費用は各機器及び部位ごとの耐用年数で試算していますので、年度ごとの改修費用（推計）に開きがあります。

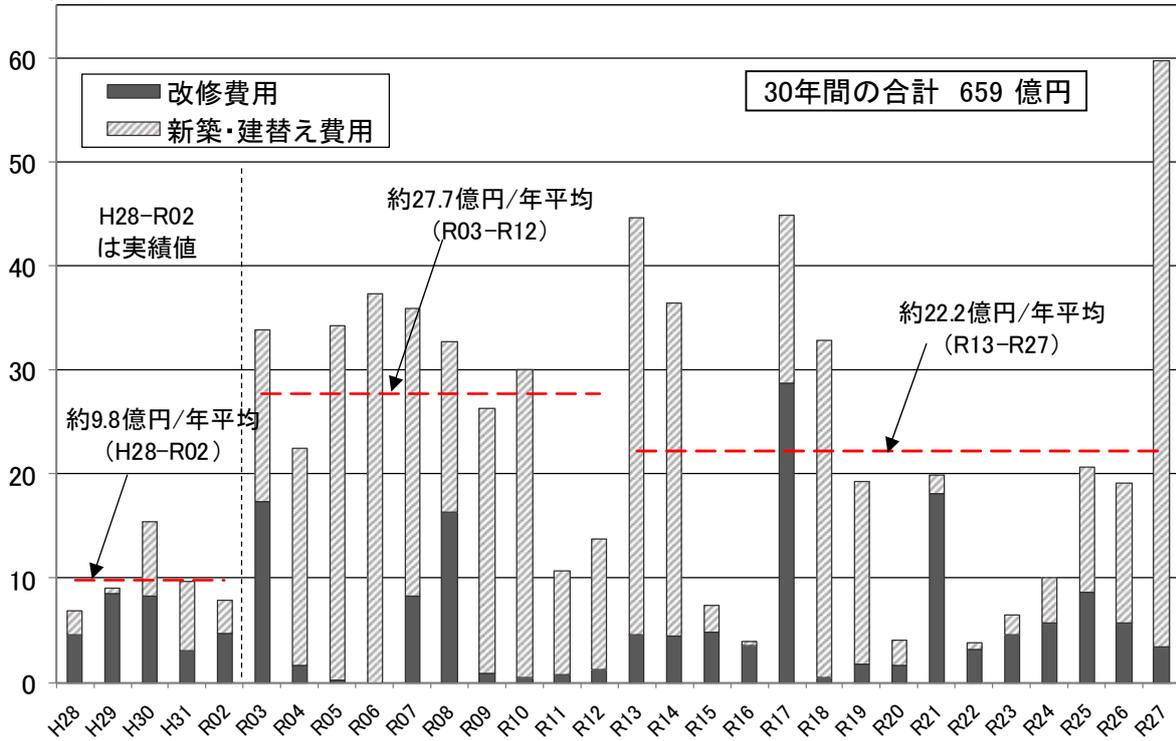
○従来型の維持・更新コスト

「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（文部科学省）」に示された今後の維持・更新コストを算出するエクセルソフトを参考に作成していることから、当該年度に必要な費用推計（P.23 上グラフ）と当該年度に実施する工事費用は異なる。新築費用については、具体的に整備スケジュールが決定している施設のみを計上し、改築単価は「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（財団法人自治総合センター（H23 年 3 月））」の単価を参考に建設費の上昇率を乗じて算出 学校 46.2 万円/m² その他 55 万円/m²（共に解体費用を含み仮設費用、設計・監理費用は含まない）

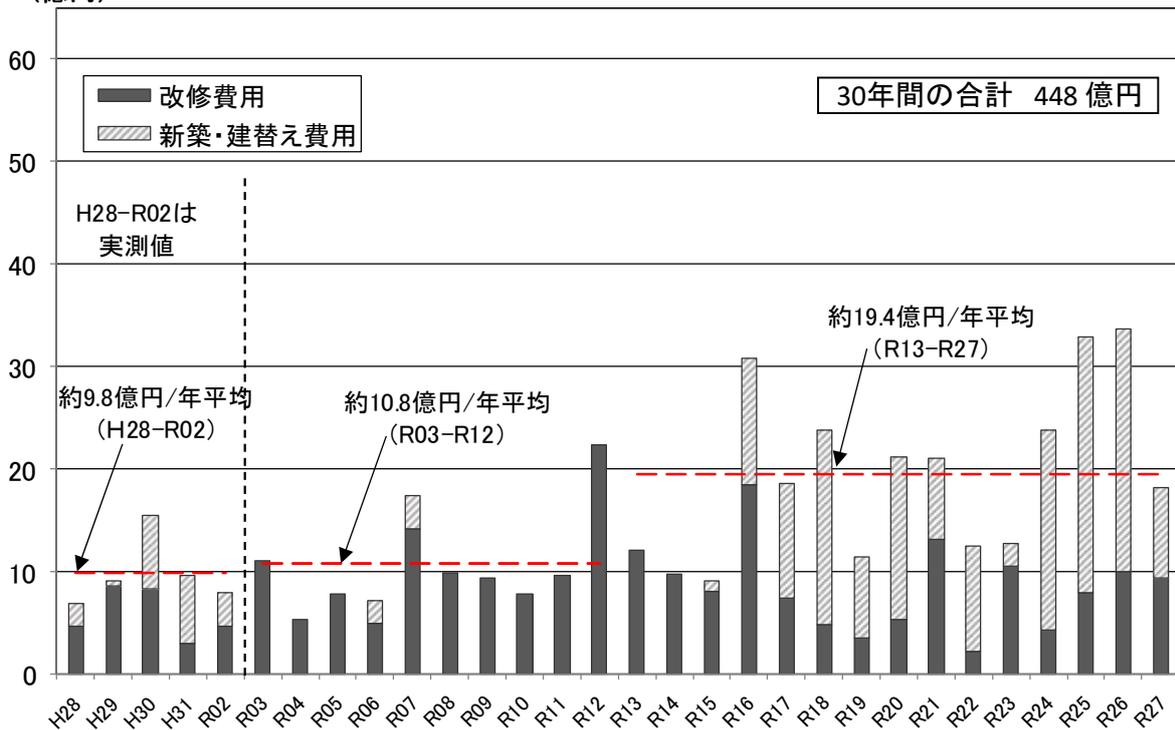
○長寿命化型の維持・更新コスト

改修費用は「保全マネジメントシステム」（財）建築保全センター）を活用して推計。更新時期については実状を考慮するとともに現時点で更新時期を経過しているものは令和 15 年度までに割り振りを行っていることから、当該年度に必要な費用推計（P.23 下グラフ）と当該年度に実施する工事費用は異なる。新築費用については、具体的に整備スケジュールが決定している施設のみを計上し、改築単価は従来型と同じ（学校以外の改築は 2 箇年に、学校は 3 箇年に分けて計上）。劣化した部分のみの改修費用を計上しており、用途の変更や間取りの変更等の費用は含めていない。

(億円) 今後の維持・更新コストの推計(従来型 50年で改築)



(億円) 今後の維持・更新コストの推計(長寿命化型 70~80年で改築)



2 公共建築物の管理に関する基本的な方針（今後5年間）

①点検・診断等の実施方針

部位ごとの更新年数を基に、各種点検の結果や不具合の報告も考慮しながら、改修計画を作成します。また設計時にも各部位について点検・診断して改修項目を決定します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

保全マネジメントシステムを活用し、施設ごとにいつどの部分が改修・更新が必要かを把握することで「狛江市公共施設整備計画」の施設別整備プログラムの策定、見直しに反映させます。

③安全確保の実施方針

点検・診断等の結果、危険性が認められた建築物については優先的に対応し、速やかに必要な措置を実施します。

④耐震化の実施方針

「狛江市耐震改修促進計画」に示す防災上重要な公共建築物については平成26（2014）年度中に耐震化率100%となっています。その他の主な公共建築物についても平成30（2018）年度中に耐震化率100%となり、引き続き、適切な管理を行います。

⑤長寿命化の実施方針

各部位や機器の更新年数を考慮し、計画的な改修工事を実施することで建物を長寿命化し、使用年数を鉄筋コンクリート造、鉄骨造は70～80年、軽量鉄骨造は50年を目指します。

⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針

福祉的な配慮等により整備が特に必要と認められる施設について、新築時には福祉環境整備基準の努力基準を満たし認定書を取得、改修時には福祉環境整備基準の努力基準を満たすよう努め、バリアフリー化を推進します。ただし改修費用に対する改善効果が低く現実的でないものは対象外とします。

⑦環境配慮の推進方針

二酸化炭素排出量の削減のため、建築物の熱負荷低減（複層ガラスや外壁・屋根の断熱）、省エネルギーシステムの導入（高効率照明・空調、節水型器具の採用）、再生可能エネルギーの利用（太陽光発電設備）等、環境負荷低減設備の設置を検討します。

⑧統合や廃止の推進方針

現状早急には総量を減らす必要はないものの財政状況も厳しい中、将来の建替集中時期に合わせ、その時の需要に合った用途への変更や複合化等を行えるように検討します。

⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市公共施設整備計画」に基づき、計画的かつ効率的に整備を行っていきます。計画を推進するに当たっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

V インフラの管理に関する基本的な考え方

1 道路

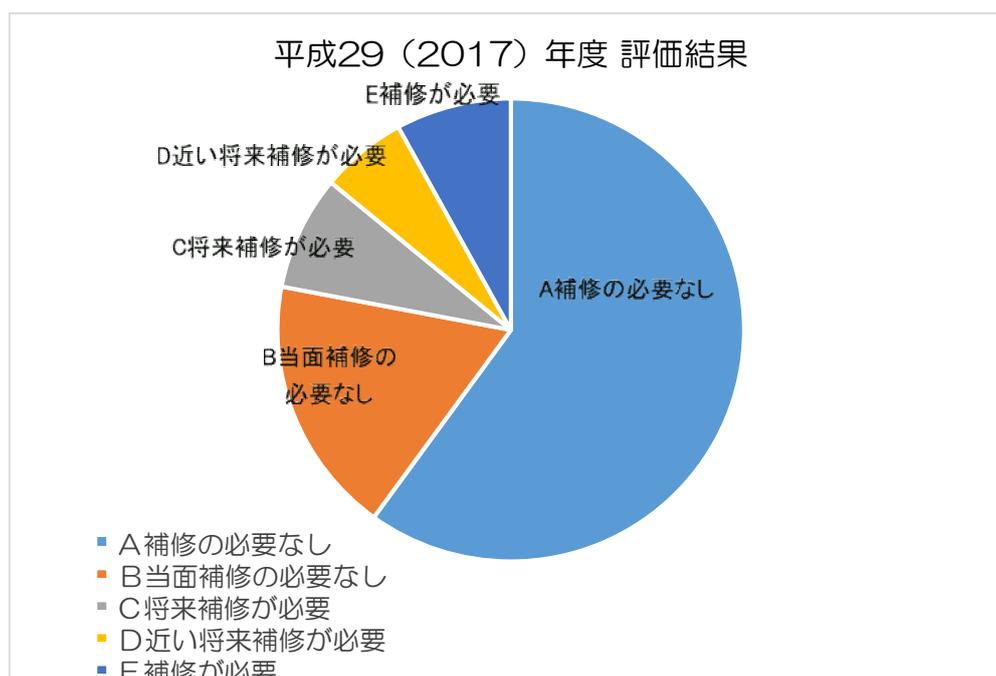
(1) 道路の状況

狛江市が管理する市道の実延長は約 118 km、面積は約 658 km²（令和3年4月1日現在）となっており、今後の維持管理費用の増加が予想されるため、平成30年(2018)3月に策定した「狛江市道路修繕計画」に基づき、誰もが快適かつ安全に通行できるように、維持管理を行っています。

平成29(2017)年度に舗装状況を調査し、評価した結果、補修が必要な「E評価」は9km(8%)、近い将来補修が必要な「D評価」は7km(6%)という状況でした。

	平成29(2017)年度 調査・評価	補修時期 の目安	生活道路・幹線道路	
			概略延長	割合
A	補修の必要なし	30年以内	69,424m	60%
B	当面補修の必要なし	20年以内	20,309m	18%
C	将来補修が必要	15年以内	9,139m	8%
D	近い将来補修が必要	10年以内	7,327m	6%
E	補修が必要	5年以内	8,761m	8%
	合計		114,960m	100%

(出典「狛江市道路修繕計画」)



その後、道路修繕計画に基づき、平成30（2018）～令和2（2020）年度と3年間整備を行った結果、全体で約5kmの修繕を行いました。また、国の点検要領に基づき前回の調査・評価から5年後の令和4（2022）年度に再度調査・評価し、修繕の必要性を検討することとしています。

（2）道路の管理に関する基本的な方針（今後5年間）

①点検・診断等の実施方針

日常の道路パトロールや市民等から寄せられる情報のほか、定期的に市で管理する道路を対象とした舗装状況の点検を実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

各路線の優先度を定め、劣化・損傷等の状況に応じた修繕を計画的に実施します。

③安全確保の実施方針

平常時だけでなく大規模な自然災害等の有事の際においてもその機能を万全に発揮できるように必要な対策を確実に実施します。

④長寿命化の実施方針

5年ごとの点検及び評価に基づいて「狛江市道路修繕計画」を見直すとともに着実に実施します。

⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市道路修繕計画」に基づき、コストの平準化を図り、計画的に維持管理を進めます。計画を推進するに当たっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

2 橋りょう

(1) 橋りょうの状況

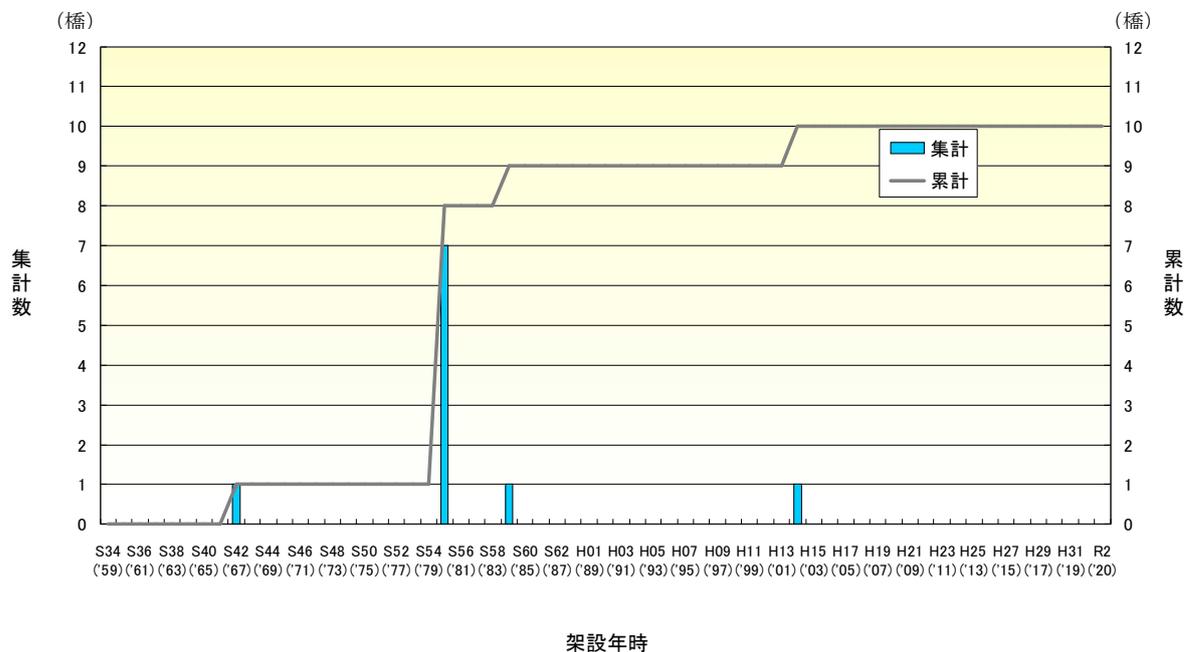
狛江市が管理する橋りょうは 10 橋(令和3年4月1日現在)あり、昭和 42(1967)年に 1 橋建設され、昭和 55(1980)年には根川の整備に併せて 7 橋、昭和 59(1984)年に 1 橋、平成 14 (2002) 年に 1 橋建設されました。

今後、建設後 50 年経過した高齢化橋りょうの割合が増加していくことになるため、計画的かつ予防的な対応により橋りょうの長寿命化を図り、予算の平準化と維持管理コストの縮減を行うことにより、次世代に大きな負担をかけることなく、道路交通の安全性と信頼性を将来にわたり確保する必要があります。

そのため、平成 30 (2018) 年に策定した「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画【第 2 期計画】」に基づき計画的に長寿命化及び修繕・架替えに取り組んでいます。

その後、「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画【第 2 期計画】」に基づき、平成 31 (2019) ~令和 2 (2020) 年度の 2 年間で 2 橋の詳細調査と補修・補強工事を行いました。また、国の点検要領に基づき前回の点検から 5 年後の令和 4 (2022) 年に再度点検し、修繕の必要性を検討することとしています。

橋りょうの架設年



(出典「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画【第 2 期計画】」)

(2) 橋りょうの管理に関する基本的な方針（今後5年間）

①点検・診断等の実施方針

省令等で定められた点検基準等に基づき、橋りょうの状態を把握して損傷の早期発見に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

損傷が深刻化する前に計画的に修繕を行う予防保全的な維持管理を行い、修繕に係る費用の縮減を図るとともに、維持管理コストの平準化を図ります。

③安全確保の実施方針

平常時だけでなく大規模な自然災害等の有事の際においてもその機能を万全に発揮できるように必要な対策を確実に実施します。

④耐震化の実施方針

点検等の結果を重視し耐震性の向上に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

5年ごとの定期点検に基づいて「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画【第2期計画】」を見直すとともに、予防保全型管理を行い、橋りょうの長寿命化を図ります。

⑥総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画【第2期計画】」に基づき、コストの平準化を図り、計画的に維持管理を進めます。計画を推進するに当たっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

3 下水道

(1) 下水道の状況

狛江市の公共下水道は昭和 44（1969）年に整備を開始し、汚水については昭和 54（1979）年に 100%の整備率を達成し、現在は雨水に関する整備を進めています。

汚水や雨水を流すための施設である下水管渠^{きよ}の寿命が 50 年と言われる中、当初大量に整備した管渠^{きよ}が 50 年程度経過し、適切な維持管理や効率的な改築・修繕を行う必要があります。また、浸水対策、地震対策、広域的な水質保全、水循環等の課題があります。

そのような状況の中、平成 22（2010）年度から「狛江市下水道総合計画」に基づき、効率的な事業運営に取り組んでいます。

なお、令和 2（2020）年 4 月から、私たちの暮らしになくてはならない下水道サービスを将来にわたり安定的かつ継続的に続けるため、地方公営企業法の一部を適用し、従来の官公庁会計から公営企業会計に移行しました。

狛江市の下水道事業の概要

下水道事業名	狛江市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連） 市全域が、2つ以上の市町村の下水を集めて処理する流域下水道であり、野川処理区は、武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市で構成しています。
区域面積	582ha（合流式 389ha、分流式 193ha） 行政区域 639ha のうち、多摩川河川敷等の市街化調整区域 57ha を除外した市街化区域を下水道計画区域としています。
事業認可年度 事業着手年度	昭和 44（1969）年度
整備率	汚水 100%（普及率 100%） 雨水 約 78%（ただし幹線系統は 100%） 令和 3（2021）年 3 月末現在
管渠 ^{きよ} 総延長	約 229 km 令和 3（2021）年 3 月末現在

(2) 下水道の管理に関する基本的な方針（今後5年間）

①点検・診断等の実施方針

下水道施設の役割や機能を持続させるため、TVカメラ等で下水道施設の調査を行います。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

下水道の機能や役割を持続させ、今後も安心・安全に利用できるように、事業の平準化を考慮し、計画的かつ段階的な改築・修繕を行います。

③安全確保の実施方針

TVカメラ調査等の結果に基づき、計画的かつ段階的な改築・修繕を行うことにより、下水道施設や設備の安全を確保します。

④耐震化の実施方針

「狛江市下水道総合計画」に基づき、重要な幹線や緊急度の高い重要路線について優先的に地震対策工事を進めるとともに、避難所にマンホールトイレの設置を進めます。

⑤長寿命化の実施方針

「狛江市下水道総合計画」に基づき、劣化度が高い管渠等^{きょ}に対して更生工法や部分補修を実施し、施設の再生・延命化を進めます。

⑥総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市下水道総合計画」に基づき、コストの平準化を図り、計画的に維持管理を進めます。計画を推進するに当たっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

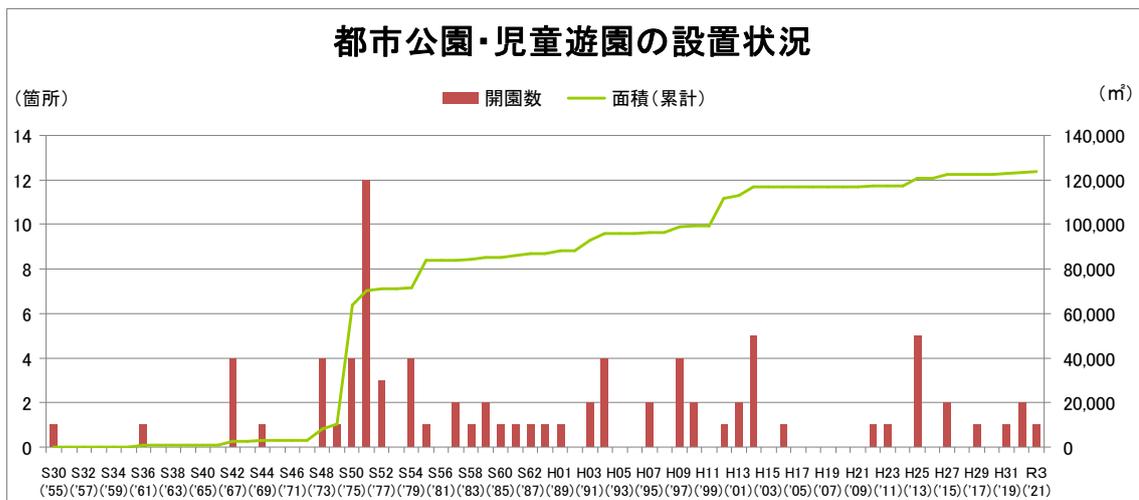
4 公園

(1) 公園の状況

狛江市で管理している公園は都市公園・児童遊園の合計 83 箇所（令和3年4月1日現在）となっています。

公園には、トイレや管理棟といった建物、遊具等の工作物、樹木等があり、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する基準（一般社団法人日本公園施設業協会）」等に基づき、定期的な点検等により適切な維持管理を行っています。

設置数	83 箇所
総面積 (㎡)	123,642.79 ㎡
1 園あたり (㎡) ※小数点以下切り捨て	1,489 ㎡



(2) 公園の管理に関する基本的な方針（今後5年間）

①点検・診断等の実施方針

公園内の遊具等について、遊具等による事故を未然に防ぐことを目的に、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、毎年度点検を実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

公園内の樹木の適正管理を行うことにより、周辺の道路や住宅からの公園内の見通しを広く確保し死角の発生を防ぎます。遊具等の更新においては、遊具周辺の安全領域の確保が困難となる場合は、同等の機能の確保に配慮しながら、遊具等の種類や数を見直します。

③ユニバーサルデザイン化の実施方針

誰もが安心・安全に利用できる施設・設備のユニバーサルデザイン化に加え、誰もが一緒に楽しく遊べるインクルーシブな視点をもって遊具等の整備を行います。

④安全確保の実施方針

利用者の安全確保を第一に、災害時の避難場所として利用されることを考慮し、施設の適切な点検及び維持管理による安全管理を図るとともに、災害時に飲料の提供が行える災害対応型の自動販売機を設置します。

また、利用者を見守るとともに、不法投棄等の犯罪行為を防止するため、防犯カメラを設置します。

⑤長寿命化の実施方針

施設の老朽化に対応するため公園施設長寿命化計画を策定し、これまでの事後保全型の補修修繕から予防保全型の維持管理への転換を図ることにより、施設の維持管理に要する負担を平準化するとともに、ライフサイクルコストの低減を図ります。

また、単純な施設の延命だけでなく、利用者ニーズ等に照らした機能変更や、施設集約等も含め、より効率的な更新手法の検討も行います。

⑥環境配慮の推進方針

公園内の緑の量を増やすことにより、ヒートアイランド対策、熱環境の改善を図るとともに、温室効果ガス削減を推進します。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

コスト削減に留意しながら、公園の効用を全うする計画的な維持管理を行います。計画を推進するに当たっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

Ⅵ フォローアップの実施方針等について

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等を総合的かつ計画的な管理を推進するためには、部門横断的な組織連携の見地から行う必要があります。そのため、政策室が中心となり各部署と連携して、公共施設等に関する情報収集や情報共有を図り、総合的に推進します。

2 PDCA サイクルの推進

総合管理計画は、中長期的視点を持って計画的に推進する必要がある一方で、社会情勢の変化等に対して対応することも必要であることから、中間年度において評価・検証を行うこととしており、今回見直しを行いました。

今後5年間においても、総合管理計画に基づく施策をより一層進めていくために、個別計画に沿った取組を行い、課題の抽出や改善策の検討を継続的に行うとともに、社会情勢の変化、財政状況の変更及び大幅な公共施設等の整備計画における変更が生じた場合においても適宜見直しを行うこととします。

また、見直しを行った場合は、広報・ホームページ等で公表します。

登録番号 R3-53

狛江市公共施設等総合管理計画（改訂版）

令和4年3月発行

発行	狛江市
編集	企画財政部 政策室 狛江市和泉本町一丁目1番5号 電話 03-3430-1111
印刷	庁内印刷
頒布価格	40円